二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　（略）

ロ　法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

2　（略）

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における第二号被保険者の見込数の総数等の算定方法）

第六条　法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数は、第八条第一項の規定にかかわらず、当該各年度における全ての医療保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2・3　（略）

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法）

第七条　法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額（附則第十一条第五号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、当該各年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を当該各年度における附則第五条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第八条　法附則第十三条第二項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数（附則第十一条第六号において「総報酬割確定負担率」という。）は、当該各年度における第十一条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に当該各年度における第十一条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法）

第八条の二　法附則第十三条第五項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者（同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る負担調整対象額（同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。）の総額を当該各年度における全ての被用者保険等

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　（略）

ロ　法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合

2　（略）

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における第二号被保険者の見込数の総数等の算定方法）

第六条　法附則第十一条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数は、第八条第一項の規定にかかわらず、当該各年度における全ての医療保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2・3　（略）

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法）

第七条　法附則第十一条第七項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額（附則第十一条第五号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、当該各年度における法附則第十一条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を当該各年度における附則第五条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第八条　法附則第十二条第二項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数（附則第十一条第六号において「総報酬割確定負担率」という。）は、当該各年度における第十一条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に当該各年度における第十一条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法）

第八条の二　法附則第十二条第五項に規定する平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者（同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る負担調整対象額（同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。）の総額を当該各年度における全ての被用者保険等